

よくある質問（選任や解任について）



Q1 事業所を使用の本拠の位置にしている自動車を減らしたので4台になったのだけれど・・・

A1 法定台数を下回った場合には、安全運転管理者の選任義務はありません。
この場合、解任届を提出してください。



Q2 事業所には自動車が4台しかないけど、安全運転管理者を任意で選任しているのですが・・・

A2 任意で安全運転管理者を選任されている場合、講習を受講させる法的義務はありません。
しかし、受講を希望する場合には受講することはできます。



Q3 事業所では自動車を所有していないけど、従業員の自家用車を持ち込んでもらって業務に使用しているのですが・・・

A3 従業員の自家用車を業務に使用することについての賃借契約等の契約はどのように結んでおられますか？
事業所が従業員の自家用車の貸借権等を有していない場合には、事業所で管理する自動車に含まれません。

